

第一回國會
衆議院

農林委員會會議錄

第十号

昭和二十二年八月七日(木曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

委員 清澤 俊英君 理事寺島隆太郎君

理事 叶 凸君 理事岩本 信行君

理事 萩原 壽雄君

大島 義晴君 佐竹 新市君

永井勝次郎君 成瀬喜五郎君

野上 健次君 平工 喜市君

小野瀬忠兵衛君 小林 運美君

志賀健次郎君 寺本 齋君

中垣 國男君 堀川 恭平君

八木 一郎君 小川原政信君

佐瀬 昌三君 重富 卓君

田口助太郎君 松野 頼三君

森 幸太郎君 山村新治郎君

中村元治郎君 山口 武秀君

出席國務大臣

農林大臣 平野 力三君

國務大臣 和田 博雄君

出席政府委員

農林事務官 三堀 參郎君

本日の會議に付した事件

食料品配給公團法案(内閣提出)(第九號)

油糧配給公團法案(内閣提出)(第一號)

食糧供出對策小委員選定の件

○清澤委員代理 これより會議を開きます。

質疑を繼續いたします。八木一郎君。

○八木委員 和田長官に所見をお伺いいたしたいと存じます。問題は公團法による配給制度の確立に伴いまして、これを運営して適正なる配給を期する

というこの仕事についてイデオロギーと申しましようか、實は一昨日の本委員會におきます平野農相の御答辯中に、肥料の國營問題でありましたが、肥料の配給に關する問題は今回から肥料公團によつてやることになりましたので、この肥料公團を通じて配給いたしますことは、大體においてこれはほとんど國營であります。たとえば肥料公團に従事する人々は、すべてこれ農林大臣の任命であつて、役人であります。従つてこのことは理論から申しますれば大體國營に近いものでありまして、この部面に關する點においては、大體農林省は肥料國營の方式をとつたのであります云々という御答辯がございましたので、このイデオロギーとしては、配給に關する面において、公團の取扱ひ物資についての國營をイデオロギーとするところの前提であると言いますか、第一歩であると言いますか、半分配給面における國營を考えておると思ひますから、この邊について農相ではある和田長官の所見を伺いたしたいのであります。

○和田國務大臣 御承知のようにこの公團の制度と申しますものは、今の日本の狀態のもとにおける統制をやつていきますための必要上、新しく生れてきた制度でありまして、従つて公團法式そのものにつきましても、先般流通秩序確立の要綱を發表いたしました際に、はつきりうたつております通り、この制度は暫定的な制度である、永久的な制度ではない、近來の日本の危機を突破していくための、流通秩序のためのやむを得ざる制度であるということをはつきりうたつておるのであります。しかし流通秩序を確立していくといふ點から言へば、おもな物資については、やはり國が責任をもつてという體制をどうしてもとらなければならぬ。その限りにおいて、公團制度といふものは役員は皆官吏になりました、その役員が最終の責任をとれる、こうして國家が最終の責任をとれる、こういう體制を整えておるのであります。従つて國有國營を前提とするとか何とかいふ問題にはならないのであります。言わば國が責任をもつた、しかも國が完全な特別會計をもつて直接やる事業と、營團といつたような非常な統制をやるが、しかし國家は監督をやる、しかし國が最後に責任を帯びておるといふ形ではない。その中途半端な一つの新しい制度としてできておるのが公團であつて、しかしどちらにこれが近寄つておるかと言へば、公團において營團のもつておる社團性というものはなくなつておるといふ關係で、どちらかと言へば特別會計の方にむしろ近寄つておるといふことは言えると思ひますけれども、國有國營というやうな問題とはちよつと別個にお考えを願つた方が、私はいいのじやないかとこう思ふのであります。おそらく平野さんの御意見もそういう御意見であつたと思ひます。

○八木委員 先ほど平野農相の述べられたことは、速記録をそのまま私讀み上げたのであります、そのときの感じとしては、社會黨のイデオロギーをおもひ合わせの平野農相からの言葉であるからというのでなく、率直に、肥料はやはり國營がいいのだということ強くお考えになつておる際でもあり、配給面における事實上の國營である、名は公團であるけれども、實は國營である、公團法を掲げて國營論を賣つておるのだというような感じをもたざるを得なかつたのであります。その點についてイデオロギーとしてのおもひ合わせのある平野農相に、もう一度はつきりお伺いしたいと思ひます。

○平野國務大臣 速記録をお讀みになつたように、私は國有國營という言葉を用いておりません。それは一つはつきりしていただきます。私が申し上げたのは、公團の役員は全部農林大臣が任命するので、官吏である。この官吏が運営するところの方式は大體において國營に近いのだ。こういうことを申し上げた。今安本長官も言われたように、従来の營團より國營化方式に進んでおることは間違ひはない。但しこれはイデオロギー、イデオロギーとおつしやいますが、別に私は公團が國營化方式に近い、こういうことを言つたことは、何も現在特にこういうイデオロギーを中心として論じたのではない、この公團の性質ががやうなものである、こういうことを申したのでありますから、この點についてはよく御了承願ひたいと思ひます。

○八木委員 嚴格な配給制度の計畫を實施するために、今日の日本の實情に

て、一手に費つておつた。ところが統制會社自體については、これはいろいろの非難が從來ともあつたわけでありまゝ。そこで統制會社ではないかといふであつて、これはどうしてもやはり國家が直接最後の責任を帯びるような組織でやつていく、従つてやみも撲滅していくといふことになければならぬといふので、公團の制度をつたわけでありまゝ。従つて公團につきまゝは、これはもちろんその役員等はみんな役人になつてしまふわけでありまゝ、しかし一面から言つと、そこに働く人は、これは民間の人を十分採用するのであります。今度はそういう人が十分責任をもち得る體制のもとに働くといふことを考へておるのであります。ただ官吏になつたからすぐ能率が下るといふようなことにはならないような注意は、その人の採用においてもまた役員の選任においても十分注意をいたしておるのであります。

それからも一つ、官僚の制度の改革につきまゝは、これはもうすでに御承知のように、行政監察についての新しい制度を設けまして、官紀の振興をはかつていきまゝするのみならず、また一面から言つと、これは官僚自體がい

るの仕事を通じて反省し、内面的に能率を上げていただき、變つてくるといふようにやつていかなければならぬ、最初の目的は當然達せられないのであります。外からと内からと、兩者相まつて、漸次制度が改善されていく、こゝろ思ふのであります。官僚制度を根本的に改善してしまふに限りは、あらゆる事柄を國家が責任をもつてはできないのだ、こゝろいふことになりまゝ、これは非常に時を失うこ

とにもなりますので、やはりそこは現實の流れのうちに、自然に所期の効果を達せられるようなくふうをいたしていくよりほかはないのだ、こゝろ考へておるような次第でありまして、われわれの方といたしまして、御意見の點は十分くみ入れまして、各公團について、そういう御指摘のようなことが起らないような配慮をいろいろの點でいたしておる、こゝろいふわけでありまゝ。

〇八木委員 どうも、機構が仕事をすゝめるのでなく、どうしても人が仕事をすゝめる限り、その人の支配機構と申しますか、支配的地位に官吏がタツテしていきなり、なか／＼さつき心配いたしましなう、さつきをよくするとか、あるいは人件費がかさむ結果配給費用が高くなる、こゝろいふようなことはカヴァーする手はないのではないか、特に第三者に對する費用の負擔の關係等も、相手が國家である、親方は日の丸だといふ意味において、どうしても冗費がかさんで、やはり國民の心配する點が如實に出てくるのではないかと思ふのであります。この點は昭和十六年の統制會社をつくる際にも、議會において問題になり、その當時の統制會社も官公の出入りになる、こゝろいふことが非常に喧々闐々問題になつて、當時のことは速記録を調べてみましても、相當問題になつておる。そのあげく統制法の規則の中に、その業を監督する官廳の官吏たる者はその職を退きたる後、五年間統制會社の役員となり、またはその給與を受くる地位に従事することを得ず、但し主務大臣において特に必要ありと認めたる場合はこの限りにあらず、といふ規定を政府案の規定に對して修正を加えておる。かくまでして發足いたしました

統制會社の實績を見ましても、結果はほとんどこれと反對でありまして、民意と反對であるといふ現實であります。目先の事實を見ましても、肥料公團に對する人事の實態をだん／＼見てまいりますと、そこに現實の問題として、どうしても民意に副わないところが出ておるのではないかと思ひますので、その點は公團法によつて、いろいろな取扱ひ物資を殖やして、公團を餘計つくり、しかし配給制度を適正にしよらうとねらつていつて、もたらした結果がさうならなくなつてしまひ、やせぬかといふことは、私はどこまでも納得しかねるのであります。今日この食えない世の中で食えておるのは、皮肉にも官廳であるとか役人であるとか、あるいは支配的地位に立つところの官廳の前に蟬集する自動車のある群は何だ、こゝろいふことを次々と國民から訴えられております私どもとしては、この點を明快に納得のいくようにしていただくかないと、公團法そのものの運営に觀念としてはわかりませんが、現實として承知しかねる點があるわけでありまゝ、討論にわたるようになつて恐縮であります、その點をもう少し具體的に、肥料の點についても、たとえ

ばこゝろなつておるといふようなこともありまゝしたならば、お示し願ひたいと思ひます。

〇平野國務大臣 この點は先同の委員會におきまして私からはつきり申し上げたと思ひますが、役人が非常に殖えたとおつた、たとえ六つの統制會社を一つの公團に整理するのでありますから、これは現實には役人は殖えないのであります。その機關に携わる人間は整理されるのであります。問

題は整理した人間がどう動くかといふことであります、これは所管大臣といたしましては、御指摘のような官吏であるといふ事柄、人民に對して非常に不親切であるとか、あるいはその他いろいろの過去に行われた弊害を、明かに除去していく方針なのであります。従つて御指摘のような必要配がないとは言へませんが、われ／＼として、さういふ心配をしないやうにする相當自信をもつておるのでありますから、この點はひとつ御了解を願ひたいと思ひます。同時に私どももいたしましては、從來かような公團で扱ひまする物資が横流れをして、それがやみの形で消費者にはいつておることが最もいけないといふことを痛感したのであります。この三千のものがあつて、さうして六つの統制會社の取扱つておつた人間をそのまま引繼いでいけば、大體同じ費用でゆけますけれども、一方に物が日とともに配給を嚴重にするほどなかなかはいつてこない。減つてくる。減る情勢が強いのであります。世間ではこれを指して、役人が指を觸れたら物が隠れてしまふ、物がなくなつてしまふ、こゝろ言つておりますが、現實に物がなく、ですから三千のものが二千になつてしまふ。しかも統制の物資を見たときに、人は物が減つていくのだからといつて整理してしまふわけにはまいらぬ。どうしても六つの事業をやつたとき、三千を扱つたとき人間を公團に引繼ぐ、これは現實だと思ふのであります。

〔清澤委員長代理退席、寺島委員長代理著席〕
従つて下り坂になつていく物資のとき、これを公正にしようとして、公正

す。一つの統制會社が一つの公團になります場合には御指摘のような點もありませんが、これは十分整理をいたしまして、さういふことのないやうにしたい。と申しましたも、もとより今日所管の官吏の月給にいたしまして、あるいはこれらに從業いたしますところの人の生活改善といふようなことについて、それは時局に處して相當十分なる待遇をしなければならぬのでありますから、單に形式上に人件費が殖えるといふだけをもつて公團がいけない、こゝろいふ議論にはならぬと思ひます。

〇八木委員 見透しについて伺ひたいのですが、例をもつて申しますと、三千のものを今まで統制會社が扱つていた。この三千のものがあつて、さうして六つの統制會社の取扱つておつた人間をそのまま引繼いでいけば、大體同じ費用でゆけますけれども、一方に物が日とともに配給を嚴重にするほどなかなかはいつてこない。減つてくる。減る情勢が強いのであります。世間ではこれを指して、役人が指を觸れたら物が隠れてしまふ、物がなくなつてしまふ、こゝろ言つておりますが、現實に物がなく、ですから三千のものが二千になつてしまふ。しかも統制の物資を見たときに、人は物が減つていくのだからといつて整理してしまふわけにはまいらぬ。どうしても六つの事業をやつたとき、三千を扱つたとき人間を公團に引繼ぐ、これは現實だと思ふのであります。

〔清澤委員長代理退席、寺島委員長代理著席〕
従つて下り坂になつていく物資のとき、これを公正にしようとして、公正

す。一つの統制會社が一つの公團になります場合には御指摘のような點もありませんが、これは十分整理をいたしまして、さういふことのないやうにしたい。と申しましたも、もとより今日所管の官吏の月給にいたしまして、あるいはこれらに從業いたしますところの人の生活改善といふようなことについて、それは時局に處して相當十分なる待遇をしなければならぬのでありますから、單に形式上に人件費が殖えるといふだけをもつて公團がいけない、こゝろいふ議論にはならぬと思ひます。

〇八木委員 見透しについて伺ひたいのですが、例をもつて申しますと、三千のものを今まで統制會社が扱つていた。この三千のものがあつて、さうして六つの統制會社の取扱つておつた人間をそのまま引繼いでいけば、大體同じ費用でゆけますけれども、一方に物が日とともに配給を嚴重にするほどなかなかはいつてこない。減つてくる。減る情勢が強いのであります。世間ではこれを指して、役人が指を觸れたら物が隠れてしまふ、物がなくなつてしまふ、こゝろ言つておりますが、現實に物がなく、ですから三千のものが二千になつてしまふ。しかも統制の物資を見たときに、人は物が減つていくのだからといつて整理してしまふわけにはまいらぬ。どうしても六つの事業をやつたとき、三千を扱つたとき人間を公團に引繼ぐ、これは現實だと思ふのであります。

〔清澤委員長代理退席、寺島委員長代理著席〕
従つて下り坂になつていく物資のとき、これを公正にしようとして、公正

す。一つの統制會社が一つの公團になります場合には御指摘のような點もありませんが、これは十分整理をいたしまして、さういふことのないやうにしたい。と申しましたも、もとより今日所管の官吏の月給にいたしまして、あるいはこれらに從業いたしますところの人の生活改善といふようなことについて、それは時局に處して相當十分なる待遇をしなければならぬのでありますから、單に形式上に人件費が殖えるといふだけをもつて公團がいけない、こゝろいふ議論にはならぬと思ひます。

〇八木委員 見透しについて伺ひたいのですが、例をもつて申しますと、三千のものを今まで統制會社が扱つていた。この三千のものがあつて、さうして六つの統制會社の取扱つておつた人間をそのまま引繼いでいけば、大體同じ費用でゆけますけれども、一方に物が日とともに配給を嚴重にするほどなかなかはいつてこない。減つてくる。減る情勢が強いのであります。世間ではこれを指して、役人が指を觸れたら物が隠れてしまふ、物がなくなつてしまふ、こゝろ言つておりますが、現實に物がなく、ですから三千のものが二千になつてしまふ。しかも統制の物資を見たときに、人は物が減つていくのだからといつて整理してしまふわけにはまいらぬ。どうしても六つの事業をやつたとき、三千を扱つたとき人間を公團に引繼ぐ、これは現實だと思ふのであります。

〔清澤委員長代理退席、寺島委員長代理著席〕
従つて下り坂になつていく物資のとき、これを公正にしようとして、公正

す。一つの統制會社が一つの公團になります場合には御指摘のような點もありませんが、これは十分整理をいたしまして、さういふことのないやうにしたい。と申しましたも、もとより今日所管の官吏の月給にいたしまして、あるいはこれらに從業いたしますところの人の生活改善といふようなことについて、それは時局に處して相當十分なる待遇をしなければならぬのでありますから、單に形式上に人件費が殖えるといふだけをもつて公團がいけない、こゝろいふ議論にはならぬと思ひます。

〇八木委員 見透しについて伺ひたいのですが、例をもつて申しますと、三千のものを今まで統制會社が扱つていた。この三千のものがあつて、さうして六つの統制會社の取扱つておつた人間をそのまま引繼いでいけば、大體同じ費用でゆけますけれども、一方に物が日とともに配給を嚴重にするほどなかなかはいつてこない。減つてくる。減る情勢が強いのであります。世間ではこれを指して、役人が指を觸れたら物が隠れてしまふ、物がなくなつてしまふ、こゝろ言つておりますが、現實に物がなく、ですから三千のものが二千になつてしまふ。しかも統制の物資を見たときに、人は物が減つていくのだからといつて整理してしまふわけにはまいらぬ。どうしても六つの事業をやつたとき、三千を扱つたとき人間を公團に引繼ぐ、これは現實だと思ふのであります。

〔清澤委員長代理退席、寺島委員長代理著席〕
従つて下り坂になつていく物資のとき、これを公正にしようとして、公正

な配給のために公園を運用をやつていこうとしても、引續く人間は、三のものに減つてきた、その減つたのに對して、三千時代の人をみな背負つていく。こういうことになるのが、今までのいふ／＼な面に實際問題として経験していることである。これらの點について、お氣持ちはよくわかりますけれども、どうしても費用のかさむことはやむを得ない事態に當面してゐるのだというのを了解しないと、公園の運営にはついていけないと私は思うのでありますから、重ねて申しておきます。

○和田國務大臣 お話非常によくわかるのですが、あなたのおつしやる場合はまさにそうだと思いますが、肥料なんかは、どつちかという生産は殖えているのです。たとえば去年よりも今年は殖えている。今年よりも石炭が殖ればまた来年は殖える。取扱い數量は殖えていくわけでありまして、人間をそのまま引續かずに、ある程度、六のものが一のものになるものは整理をします。かりに一のものがあるままなつたとして、全體の取扱量はむしろ肥料なんかについては殖えていく。こういうことが言えると思ひます。ただあとに残る問題は、これは人そのものの問題でありますから、そのところはやはり役員を選んだり職員を選んだりする時に、それ／＼において能力のある有能な人を選んでやつていくということに結局おちつくと思ふのであります。結局肥料なんかについては、ほかの物資についても、とにかく一應石炭なんか殖えてくれば、殖えていく傾向のものもあるものでありますから、たとえば鐵鋼なんかは今公園ができてお

りませんが、これがかりに公園ができたとした場合に、今のままでは非常に低いレベルであるが、將來石炭が三千万トン掘れていけば、その基礎の上に七千万トンなら七千万トン、來年度は殖えていくものがありますから、必ずしも一概にはこれは言えない點もあるのじゃないか、こう思ひます。

○八木委員 そこで問題は殖えていくものといひますか、生産増強の施策を一方に手當をして、そのものの配給を適正にしていかなければ、これはいいと思ふ。従つて公園法をつくつた直接の目的ではないけれども、間接の目的といひますか、間接のねらいとして、輸入等にまつ重要物資については、輸入に依存する見通し、懇請をも理解を付けて進むのならば、私の杞憂はないのであります。絶對量が下り坂にあるとき、一方はそれは何とかなるというだけで、裏づけのない形でございます。何も知らないというか、結果を見る國民は、これまた官吏が指を染めたから物がなくなつたという簡単に片づけられてしまつて双方迷惑しますから、この點は希望で、お答えがなくても結構でございますが、特に深甚の御考慮をお願いしたい。

もう一つは扱う人間の質的轉換を前提として考へていかなければならぬので、この點は日だけでなく、實質的に一つ具體的に御考慮をお願いしたい。これで打ち切ります。

○寺島委員長代理 委員各位に申し上げますが、安定本部長官は、餘儀ない所用のために十一時までしかここにおられませんが、安定本部長官に對する留保せられたる質疑の方のみの御發言を許します。清澤俊英君。

○清澤委員 私は總體的な面で御質問したいと思ひます。この公園法とはちよつとはずれることになるかも知れませんが、食料品公園法といひ油糧公園と申しまして、それは食糧の絶對量を買取りまする今日の行政問題の一部分として考へて、それを中心にして御質問したいと思ふのであります。

ただいまいろいろ行われております食糧問題の解決に對しましては、生産面に對してあるいは食料品公園法をもつて統制したり、油糧公園法をもつたり、その他いろいろの統制の方法を考へ、あるいは供出の方法を考へて、この問題を解決しようとしておられますが、ただ配給面ではわずかに消費費面に對しましてはその面が等分に付せられておるから、今日の食糧の問題を國という大きな面から見ますならば、これは生産者も消費者も、兩方が等分に負うべき一つの責任であります。この不足分は兩者が寄つて解決すべき當然の責任があると私は考へております。しかるに生産面だけが、いろいろな統制をもつてこれを強化せられておられますが、消費面はただ消費規正ができて、これだけの物をお前食べろ、これだけになつております關係上、あるいは生産物資をもつて行つてやみの物交を強要する、あるいは今日すでに青田を多額の金を出して賣買契約をしておる。もちろん生産最盛期になりますとありのごとくむらがり寄るやみ買の人たちは、農村を混亂から混亂に落して、これを混亂の中に巻き入れておる。そのことは消費者の面から見ますならば、不足の物を自分たちがどうしてわけ合つて食わねばなら

ないかという、最も重要なものをみずから破壊しておる行動をとつておるのではありませんか、これはいかに生産面のいわゆる統制をなさるうとも、消費面がこの状態でありますならば、とうてい解決し得ない何ものかがそこに残つておると考へるのであります。殊にこの公園法が統制會社をかえて、一つの官吏をもつて統制する方法にかえたを申しまして、御説明の通りその大部分は從來の統制會社の人たちを當てて、その形にみまするならば、ただ官吏という形にかつたといつて、その表が會社の役人だからといつて、その表がかつてすぐ内質までかわるとは何人も考へられない。しかもこの取締りをするところの重要な人達は、警察の經濟防犯の方におもにこれを取締るのであります。八千萬の國民のうち、わずか十萬くらいの人で經濟防犯がうまくいかなければ、これは現費に見られる通りであります。これがかりに統制會社でなく、國營、國營的な公園法に變りましたところ、やはりその結果は同じことである。これは八木さんと考へ方が同じでありまして、おそらく効果はないだらうと思ひます。結局今日のこの公園法を活かして、あるいは統制會社でもよろしい、それを活かしてはんとするに、消費規正ができ、生産統制ができるというところは、むしろ乏しいものをわけ合つて食ふという、ほんとうに自分の食糧を乏しいながらも確保しようという、消費者が中心となつてやらなければ、決して今日のこの統制が完全にくべきものでないと思へるのだからでございます。この點はどういうふうにお考へになつておるか、一つお伺いしたいのであります。そうし

ますると、結局結論として出てまいりますものはどういふことになるかと申ししますならば、消費者が少くともこの公園法の中に、公園法でなくとも、この統制の中に、非常に大きな力をもつて参加することができるようになつて、そうしてその消費者が、自分のものを自分でひとしくわけて食ふといふところの考へ方それ自身が、この統制の中に十分取上げられていくところの、民主的な一つの組織が消費者に與えられなかつたならば、決してこの公園法の目的を達し得ないと考へておるのであります。私はどうしてもそういふふうにしていかねばならないと思ひます。

（寺島委員長代理退席、委員長着席）

それをこの公園法は、八木さんが指摘せられる通り、統制會社を今度役人にかえる。これは消費者から見しても、實際その原料を支給しますところの農民から見しても、いずれも過去における實績を見まして、それを一つも信用しておらないのであります。この信用しておらないといふことは、いろいろの疑惑を生じまして、遂には供出の意欲を阻害するとか、いろいろ問題が出てくる重要な原因となるのであります。この點を十分考へて、なつていただくと同時に、あなた方はその點をどう考へになるか、この點は第二點であります。

その次には、こつちやつてこの消費面におけるところの人たちが、みずから統制していくためには、今生活協同組合法が議會を通じて各黨で練られまして、近く出るのであります。そういうものを通じて、政府といたしまし

てはその與えられましたところの乏しい品物を、いかに利用して有用に使うか、いわゆる消費方法までの研究と、あるいは共同の生産場をつくる、とか、あるいは国民食堂をつくる、とかいうようなことをして、そうして少くとも消費者が自分の乏しいものをわかあ合、利用し合うためにいろいろの便宜を與えてやるという、併用したところの處置をお考えになることができないかどうかというのを、第三點でお伺いするのであります。

一第四點といたしましては、私は今日こそこれを斷行せられて、民主的な一つの方法を考へて、この統制機構を、從來の業者、役人中心のものから、消費者中心のものに變える最大の時機ではないかと考へるのであります。これはどういふ方法かというのを、昨年統制問題、供米問題等がこの議會を通じて、社會的な輿論として強調された點は、土地改良、技術改良、開墾等、ほとんど増産に集中せられておつた。ところが今年になつて、議會等を通じた社會的な輿論を靜かに私ども見ておりますと、この間の自由討論會において、消費者の立場から、カロリーの問題や、未利用資源の時に十分なる活用とか、總合食糧問題とか、廣漠な計畫による蓄産問題とか、あるいは現に安定本部や農林省においては、魚を主食に廻すという考へ方で現實にこれをとり上げてゐる。こういうように大きな聲が消費の面から出ておることは、今日ではたゞ生産者、役人に委すことができないという消費者の一つの大きな考へ方がまとまりつつある情勢であると同時に、これが政治上の動きとして、十分なポイントを示し、示しておる

ものであると私は考へざるを得ない。少くとも練達雄平さん、和田さんは、聲なきその聲を聴きわけられて、消費者を中心とした人たちの、乏しいものを、國民全體はばかでないからわかつておるので、その乏しいものを消費者自身がわけ合つていくとともに、このやみをやつておつては決して自分達は公平なわけ前を得られないから、われわれ消費者の組織と認識において、これを撲滅していかねければならぬという一つの考へ方が結集したときに、初めて日本のやみ撲滅の第一歩が踏み切れると思ひます。いたゞに統制面を強化し、いたゞに供出面をめんどうにしてやつてみても、やみ値がどういふ上がつては、私どもいかにしても供出對策は立てられないと思ふ。少くともその一つの組織を、いままで忘れられた消費面に與えて、食糧の不足は國民において解決する。むしろ生産者より消費者に重點をおき變える考へがあるかどうかというのを、お尋ねいたしたい。以下四點です。

○和田國務大臣 第一點から第四點までは相互に關連した問題でありまして、御意見は謹聴いたしたのであります。が、結局われわれはいたゞに消費者組織に食糧、油糧等について、生活協同組合といった消費者組織がきちんとしてゐることは、心から望んでおるのであります。従ひまして先般發表いたしました流通秩序というもののなかにも、公團制度改善の一つとして、末端の配給を圓滑にするためには、法令できちんと認められた協同組合を十分活用していくというのを特に入れておるのであります。われわれといいたしましては、お話のように公團という

ものだけで、そして末端までそれが滲み渡るといふように、簡單に考へていいないのであります。やはりそこには生活協同組合というりつばなものができまざるば、そういうものと公團とをうまく結びつけて、そして働くようにやつていきたいと考へておるのであります。ただ残念ながら、ただいまのところは消費者のそういう組織というものが、戦後相當に起つてきてはおりますが、また中には非常に働いておる消費組合もあるのですが、これを全面的に見ますならば、お話のようにならぬ、十分な發達はいたしておりませんので、何とか早くわれわれとしても、生活協同組合というものがここにできまして、そしてそれによつて消費者の組織が一刻も早くできて、それが元の公團の統制と一體になつて、うまく動いていくことを心から望んでおる次第であります。われわれとしてもそういうように考へておる次第であります。

○清澤委員 ただいまのお話で非常に氣持よくお伺いいたしました。それでそういうお話だとしますならば、今生活協同組合法というものは、各黨で練られて、非常に優良なものが議會提案で出てまいりますが、それが出た上でこの公團法をいま一度考へてみるといふ御意思は、お持ちにならぬのであるかどうかを、お伺いしておきたいのであります。

○和田國務大臣 出た上で考へてみる、と言いますよりも、この油糧なり何なりの公團は、やはり早くそういう秩序をつくつておく必要がありまゝから、これはぜひつくつておきたいと思ふのであります。それに生活協同組合法に

よる協同組合をどういふように結びつけるかというところは、これは消費面における末端問題になつてくるわけでありまして、それは十分いいことだと思ふのであります。われわれの方でいたしましては、一應生活協同組合法なるものにつきましたも、内々この議會に出されるやに聴いておられますものにつきました、研究いたしておるわけでありまして、一應そういう考へで進んでおるわけでありまして。

○清澤委員 今の問題はこれでやめておきます。ちやうど今油糧公團法が出ておりましたから、油脂の問題についてお伺いしてみたいのであります。私は昨日頂戴しましたこの油脂の資料を見ますと、戦前の三十何萬石かの必要油脂に對しまして、國內で賄ひ得る油脂がよりやく二萬七千石かと思ふのであります。三萬石ばかりのものが國內で賄ひ得る今年のその計畫が十九萬であつて、その約一割四分くらいしかあたらないものが國內でもたれる。あとの大部分を外國輸入にまたなければならぬという、非常な油脂の困難しておりますとき、今年その計畫に相當出ております米ぬかの利用というものが、よりやく七千トンほど、これを利用することになつております。日本の全米穀の產出量を六千萬石とみるとは十分であります。六千萬石と見ましても精油として約二萬四千石からの食用油が求められますし、同時に同量くらいの廢油が求められます。非常に澤山の油が米ぬかの上から出てまゐる。それがほとんど、與えられませんでした資料によりまして、十分の搾油をすることができないでしまつておるといふことは、結局すれば、いま

だ米ぬかをほんとうに利用して、そして農民がこれによつて一つの生き方を發見していくような指導法を今までとつておらない。それがために非常な利用の率も少いという實情になつてゐる。しかもこの公團法でまゐりますれば、やはり普通通りの統制の方法をもつて、米ぬかをみずから農民が處理をして、一合の米ぬかもあまさないように全部搾つて、その後のものを肥料に、あるいは畜産に向けていくといふことのできないやうに、この公團法はできておるのであります。これは油脂という問題を中心にして考へるばかりでなく、今日の農業恐慌をあるいは農業協同組合によるとか、あるいは機械産業によるとかいふ、いろいろな面で抽象的なことは叫ばれておりますが、それを現實に現わしてまいりますには、この米ぬかを中心にして畜産をやる、そうしてその畜産によつて生じたところの、いろいろの加工品をつくつていくといふやうなことにいたしますならば、これは農村にもたります影響といふものは非常に大きなものである、こう思ふのであります。そういうことを考へてまいりますと同時に、精米機の配置轉換をして、そうしてこれが農村にわたつて、營國等で精米をするといふやうなことがやめられる、こういうやうにいたしますならば、この食糧難のとき、二十一年度では二萬七千トンの食糧油の配給さへなかつたといふとき、その全量を米ぬかでもつてまかなわれるといふことが一日も早くとられて、そうしてその米ぬかが農民の手にあれば、次のことを心ず考へるのであります。その考へられるやうな方法にしていまいますには、この公團

法の行き方では私はだめだと思ひますので、お伺いするのでありますが、これはさつきお伺いしておれば、臨時のものだ、こういうお話であります、臨時といつても一年も臨時、二年も臨時になります、この間平野農林大臣にお伺いしたとき、これは何分物の不足を中心としてきておる公國法であるから、なるほど規定の上では一年でこの公國法はつづれる。あるいは經安本部が解消されればたちにつづれるといふように書いてあるけれども、これは法律の技術であつて、實はこの公國法といふものは一年、二年と延びて、長く續く一つの法案なのだ。こゝう御説明であります、私はこの公國法は今申しました通り、米ぬかといふものはほんとうに利用し盡されないといふ重要な缺陷をもつておると思ひますので、この公國法を米ぬかの面だけをかえまして、そうして米ぬかを農民にほんとうに處理をさして、その油を十分に百パーセント利用して、これを畜産に向けて、そうして畜産の方は、きよく保は見えませんけれども、どういふ資料のおもひ合わせか知りませんけれども、五箇年計畫をもつて四百七十何萬牛頭の畜産計畫をなし、そうして十箇年で一千萬牛頭の畜産の増殖をなさると言ふが、少くともそれをなさるには、この米ぬかを全面的に農家の手もとへ完全に置くといふ方法を考えられなかつたら、それはいづれも紙に書いた一つの机上のプランに終る。こゝういふことを考えますので、さういふ點について米ぬかを別に處理する、こゝういふお考えをおもひになつておるかどうかといふことを、ひとつお伺ひしてみたいのであります。

○平野國務大臣 白米供出を行つて、ぬかを全部農民に還元し、そのぬかによつて有畜農業、及びそのぬかを農民の脂肪給源に、及びその他の方法に利用するといふ清澤君の御持論、いわゆる農政上の御意見は、殊に新潟縣等の單作地帯において、これが強く主張されておりますこのことについては、大體私も同意であり、了承しておるのであります。また將來さうにいたしたいと思つております。ただ問題は、清澤君の御持論のように、すぐ白米供出にしてぬかを農民に渡すといつても、つまりそのぬかをすぐ搾りまして、そのしぼつたものが、それ／＼うまく適當に農村に利用せられるところの機關といふものが、現在十分でないであります。また白米供出をいたしますにも、精米機械といふものが各單作地帯において十分に徹底しておらぬのであります。従つて私といたしましては、この公國法をつくることに、今すぐ清澤君のおつしやるようにする、こゝういふ答辯はいたしたかったのであります。しかし將來の方法といたしましては、かような方にもつていきたいと思つております。これにはなおいろいろ相談をいたしまして、現在の精米機械をいかように農村に配分するか、また協同組合等を通じて、いかにして搾油を完全に行かかといふようなこととにらみ合わせまして、ひとつ考えていききたいと思ひます。しかし公國法とあなたのおつしやる農政上の問題とは、切り離して考えることが十分できると思ひますから、公國法をつくつたら、すぐあなたのおつしやるようにしないからといつて、公國法がいけない、こゝう議論にはひとつもつていかないよう

に、これは切り離して御賛成を願ひたい、こゝう思ひます。

○野澤委員長 この際お語りいたしました。清澤委員の質問は繼續を承認しますが、安本長官が急いでおられるので、他の委員會にまわらなければならぬ時間がきておりますので、この際安本長官に關係の質問者に対してこれを許すことにいたしたいと思ひます。

○成瀬委員 時間の關係もありますので、簡単に質問いたしたのであります。が、前回におきまして、もうすでに私の意見は出盡しております。従つてむしろ返して申し上げようなことは、いたしませんけれども、こゝに考えることは、獨占禁止法によりまして、從來の統制會社法によつてやつていけなくなつたがために、またその當時は重閣の背景のもとにやつてきた。従つてそれがあらゆる面から、下層の方面におきましては非難がありました。この統制會社を官僚によつて行つて、さうして合理化せしめるといふ方が、ほとんどすべて資本家本位であるといふことを、前回において指摘いたしましたのであります。従つて私も、こゝにいた資本家本位の機構をどうしても合理化せしめなくちゃならない、消費者大衆の、それらの利益の擁護のために進んでいかなければならぬ。こゝう考えておりますのであります。こゝういつた構想のもとにおきましては、中央に配給委員會、また縣におきましての配給委員會、町村におきましての配給委員會、こゝういふような委員會を設けて、さうして民衆のほんとうの利益を代表しまして運営するといふような考え方をもちつておるのであります。し

かしながらこゝういふような考え方が許されるべきものかどうかといふことにつきまして、お尋ね申し上げます。この日は、昨日の社會黨の代議士會、關係懇談會におきまして、その點に觸れたのであります。經濟安定本部はいろいろの點の調査をいたしまして、その調査立案したものを各省主務大臣、内閣がそれを採用するといふふうなことに總理も言つたのであります。が、しかし公國法に現れてゐるところの、この法律化するところの機構から考へてみますと、あたかも主務大臣の上にあるかのような構想に相なつておりました。この點が憲法の上から申しまして、その適法の上からいいますのであります。こゝういふような點から、たま／＼、過日新聞におきまして傳へられたところによりますと、平野農林大臣が農林委員會において、新米價の決定をするといつても、それは不可能なことであつて、經濟安定本部の決定に基づくほか途がないと言つたといふようなことが載つておりました。これは誤りであるかどうか知りませんけれども、こゝういふような一連の構想なるものが、今日の日本の狀態、さういふふうになさしめておるのではなからうか、と言ふのは昨日も電氣委員會におきまして、局長からこゝういつた點につきまして聞き、われ／＼の今までせつ／＼描いておるところの夢が完全に破壊されたのであります。今日におけるこれらの微妙なる空氣を考へてみますと、いかほど本委員會におきまして、こゝういふことが官僚獨善であるとか、資本家本位であるとかいふようなことを、聲を大にいたしまして

も、すでにこの案を自體總體萬全のものであつて、どうにもならないものであるのか。または本委員會の意見が、機構の上におきまして修正いたしました。監督を一元化するとか、あるいは大衆の意見をこの公國の面に委員會として用いていくとか、いろいろさういつたことをなし、また砂糖、乳製品、カン詰類の方面におきましては、卸賣業者をこゝに解散いたしておるのであります。こゝういふものを除きまして、小賣業者に直結せしめるようなことも考へておるのであります。かゝうなことがなされるのが容易であるか否かといふことにつきましての御意見を承りたいと思ひます。

○和田國務大臣 お答えいたします。實は公國の運営につきまして消費者であるとか、あるいはその他のものを加へまして委員會をつくつて、この運営を民主的ならしめていくといふ案を流通秩序のときにもつていつたのであります。公國の運営の改正について、むしろわれ／＼としては、公國の運営を民主的にするために、委員會をやつていつた方がいいといふことでもつていつたわけでありまして、箇々折衝しましたところ、むしろ委員會よりも代表的な個々の人を呼んで、さうしてその業務實施に關する助言とか、情報とか、あるいは批判を聞くようにしていつた方がいいのではないかとこゝういふ意見がおつきました。こゝういふふうになつたわけでありまして、その點につきましては、十分われ／＼の方として一應の考えを述べていたしたわけでありまして、委員會という制度をむしろこゝではとらなかつたわけでありまして、もちろんこの法律自體の御審議に

つきましては、十分な御審議をお願いいたしたいことは、われ／＼としても言うまでもないのであります。ただ各種の點につきましては、それ／＼關係各方面と今までに議論を闘わし打合せましておつておるのでございまして、その點も御了承いただけておるのではないかと考へるのであります。

それからこの法案の立場から見ますと、この間からいろいろ御議論があるものであります。しかし經濟安定本部といつたしましては、公團に經濟安定本部が總合計畫を策定し、またそれらの實施を監督していくという建前からこれに關與し得る事柄が大體出ておるのであります。その限度において、法律の建前上責任者となつておる經濟安定本部の總務長官が、いろいろの點において觸れておるのであります。何もそこに憲法違反という問題は實は起つては來ないのではないかと考へてあります。要するにH、Qなんかは連絡をし、交渉するに、個々ばらばらでなくして、實は一本にまとめて向うに相談していくということが必要だというように考へておるのであります。

それから米價の點は歴史的に申しまして、元は米價、またはまゆの價格等につきましては、農林省でやつておつたのであります。それからその他各省がそれ／＼の物價の決定をいたしておつたわけではあります。そういう状態であつたのでは、むしろ各省ばらばらの物價改訂が行われて、そして全體としての統制というものが、總合調整がとりにくい事態になりましたので、一年以上もつと前になりましたが、物價行政はすべて物價廳に總合いたし

まして、物價廳においてこれをきめていくという建前をつたつたのでございまして、米價の決定につきましては、物價廳においてこれを決定していくという組織にたゞいまはなつておるのであります。もちろんその米價を決定いたします際に、これは緊急對策要綱に書いてありますように、パリティ計算によるということになつております。農林省その他の關係の省と十分に材料等も検討し、打合せをして、そして物價廳として、また政府として意見をきめるといふことになるのは申すまでもないのであります。各省がそれぞれのものについてばら／＼に物價をきめておつたのでは、物價政策としては、殊にこのインフレーション期においてははともいけなないというので、今のような制度に實は變つたのであります。その點は一つ御了承をお願いいたしたい、こう思ふのであります。

○成瀬委員 一番あとに質問いたした御實業者の乳製品、砂糖、カン詰、これらにつきましてはどういうふうになつておりますか、説明してもらいたいと思ひます。

○野澤委員 成瀬委員、安定本部長官に對する質疑以外はあつたとしていただきます。田口委員。

○田口委員 安定本部第一條によりますと「經濟安定本部は、内閣總理大臣の管理に屬し、云々」という規定があり、また第七條には「總裁は、内閣總理大臣を以て、これに充てる。總裁は部務について、その責に任ずる」という規定がされております。また第八條には「總裁長官は、國務大臣を以て、これに充てる。總裁長官は、部務を掌理し、部内の三級官の進退を專行する。

という規定になつております。この條文から見ますならば、安定本部を代表し、その責任をとるものは安定本部總裁である内閣總理大臣であることは明らかであります。しかるに本法案においては、總裁長官が安定本部を代表し、その責任をとるように規定されておりますが、これは誤つておるのでないかと思つております。この法案はよろしく安定本部總裁とすべきではないかと思ふのであります。政府の見解を伺いたいと思ひます。

それから安定本部の性格は、先ほども長官が言明された通り、あるいは安定本部第一條に明定されておりますように、經濟安定に關する緊急施策に對する企業立案をする、あるいは監督する企業官廳であると思ひます。しかるに本案においては政策の策定、企畫以外の行政事務についても、相當大幅な權限をもつております。しかもその權限は主務大臣たる農林大臣よりはるかに多くの權限をもつておる規定が非常に多いのであります。すなわち農林大臣はこの法文上から見ると十一の權限をもち、安定本部長官は十六の權限をもつております。しかも安定本部長官のもつておる權限は、安定本部令に規定されておる計畫その他監督というふうなもの以外の、いわゆる純然たる一般行政事務にわたるものが相當多數あると思ひます。たとえば第四條二項では、公團が定款をつくつた場合において、その認可や變更する場合においては安定本部長官がやるようになる。あるいは解散命令を公團にやる場合において、農林大臣がやらすに安定本部長官がやる。あるいは公團の職員の給與や服務の規律をなす場合

においても、これは農林大臣がやらすに安定本部長官がやる。それから業務執行の指示を十五條でやる場合においても、農林大臣でなくして安定本部長官がやる。それから販賣業者の指定は農林大臣であるが、その指定の條件を決定するのは安定本部長官であるといふことも、十五條二項によつて明らかであります。あるいはまた業務の方法を定めてこれを認可する場合も、農林大臣でなくして安定本部長官である。それから財産目録や貸借對照表等の認可も農林大臣でなくして安定本部長官である。それから十九條の五項で、剩餘金の納付命令を出すのも、農林大臣でなくして安定本部長官である。それから監督權を行使する場合においても、農林大臣は自主的にはできないで、安定本部長官が農林大臣を通じてやるというふうになつておつて、安定本部長官がこれをもちつておる。それから報告、臨検、これは安定本部長官と農林大臣が兩方できることになつておる。それから役員報酬規定をつくつたり、あるいは變更したりすることも安定本部長官である。それから二十二條の二項で公團の役員の不當な行爲、任務に適合しない行爲をやつたとか、職務を適切に遂行しない、いわゆる行政學上で言う不當の行爲に對する役員解任權をもつておる。ところが農林大臣は不法行爲に對する解任權をもつておる。法令に違反したとか、定款に違反した、いわゆる法規に違反したときは農林大臣。ところが不當行爲に對する場合にはこれは安定本部長官、これは本末顛倒しておるのではないかと考へられるような規定がされておる。それから使用料を決定するもの、要するに

公團が他の施設を使う場合における使用料の決定をするのも農林大臣ではなくして安定本部長官である。それから施設の借上げ承認をやるのも、農林大臣ではなくして安定本部長官。こういうふうに安定本部長官が、本来の經濟安定に關する企業その他のいわゆる企業官廳としての仕事以外の、純然たる行政事務に對する大幅な權限を農林大臣以上にもつておるということは、これは安定本部の性格上私には間違つておるのでないかと思ふのであります。これは政府としてどう考へておるか。安定本部の性格から逸脱してないか。先ほど御答辯になつたと思ひますが、これだけの具體的事實がありますので、これだけ辯駁するためには、具體的事實について、各條について説明してもらいたいと思ひます。そうでない限りにおいては二重行政になりまして、行政の混亂を生ぜしめ、あるいは責任の所在を不明確ならしむると思ひます。もつとも責任については、最終責任者は安定本部長官であるというふうな規定が隨所にあります。それで規定のない場合もそれ以上に多いのであります。責任の所在も不明になつておると思ひますので、この點を伺いたいと思ひます。

もう一點は、これは安定本部長官が今ちよつと答へられたのですが、私は納得できません。もう一遍伺ひます。總裁大臣と國務大臣との間においては上下の關係あることは認めておりますが、各國務大臣間における權限は同格であつて、上下の關係は認めていないと思ひます。しかるに本法案においては、世上に安定本部内閣だというふう

に安定本部長官がやる。それから業務執行の指示を十五條でやる場合においても、農林大臣でなくして安定本部長官がやる。それから販賣業者の指定は農林大臣であるが、その指定の條件を決定するのは安定本部長官であるといふことも、十五條二項によつて明らかであります。あるいはまた業務の方法を定めてこれを認可する場合も、農林大臣でなくして安定本部長官である。それから財産目録や貸借對照表等の認可も農林大臣でなくして安定本部長官である。それから十九條の五項で、剩餘金の納付命令を出すのも、農林大臣でなくして安定本部長官である。それから監督權を行使する場合においても、農林大臣は自主的にはできないで、安定本部長官が農林大臣を通じてやるというふうになつておつて、安定本部長官がこれをもちつておる。それから報告、臨検、これは安定本部長官と農林大臣が兩方できることになつておる。それから役員報酬規定をつくつたり、あるいは變更したりすることも安定本部長官である。それから二十二條の二項で公團の役員の不當な行爲、任務に適合しない行爲をやつたとか、職務を適切に遂行しない、いわゆる行政學上で言う不當の行爲に對する役員解任權をもつておる。ところが農林大臣は不法行爲に對する解任權をもつておる。法令に違反したとか、定款に違反した、いわゆる法規に違反したときは農林大臣。ところが不當行爲に對する場合にはこれは安定本部長官、これは本末顛倒しておるのではないかと考へられるような規定がされておる。それから使用料を決定するもの、要するに

に言われておりますが、たしかにこの
條文から見ると、主務大臣以上に安定
本部が上に君臨しておつて、これをや
つておるといふ條文が、これまた多々
あるものであります。一例をあげてみま
すと、第十四條第三項、給與、服務を
定める場合においては、主務大臣は安
定本部長官の承認を受けてやらなけれ
ばいけないという規定がある。二十三
條三項において、施設の借上げに對す
る補償を決定するには、農林大臣は安
定本部長官の承認を受けなければなら
ない。これは承認という言葉はどうい
うことかと言へば、從來の言葉で言え
ば、認可とか許可とかいうのとあまり
かわらない方法であります。従つて主
務大臣が安定本部長官の承認を受けた
りしてやるということは、主務大臣が
安定本部長官の下級官吏であるという
觀念は明瞭であると思ひます。ま
た二十條二項で、安定本部長官は農林
大臣を通じて監督命令を發することが
できるようになつております。農林大
臣を通じて安定本部長官がやるという
ことは、もし農林大臣がこれを拒否し
た場合にどうなるかという事になれ
ば、この規定からいけば、安定本部長
官はその上に君臨して、農林大臣が従
わなければならないような規定である
ように解釋できるのであります。また
十六條、十七條、十九條、二十條によ
りますと、最終責任者は安定本部長官
である旨が規定されております。責任
に甲乙丙という段階をつけることが可
能であるとの前提のもとに、しかも最
終の責任者は主務大臣ではなくして安
定本部長官であるということになれ
ば、結局最後の責任者が安定本部長官
であるといふことは、その儘限におい

てもまた上であるという前提でなけれ
ば、こういう規定はでき得ないと思ひ
ます。これらの三つの點からみても、
安定本部は國務大臣の上に君臨してお
り、世上にいう安定本部内閣というよ
うな感じがこの法案の中にまぎ／＼と
出ておると私は思ふのであります。こ
れ政府の見解はどう思はれておるかを具
體的に説明したいと思ひます。
それから前からの委員もいろいろ／＼質
問しておりましたが、結局本法案は流
通秩序確立のただ一部分の組織法に關
するものだけであつて、流通秩序全般
に關する法制ではないと思ひます。そ
こで結局組織法に關するものであつ
て、行爲法に關するものは全然ここ
上程になつておらないのであります
が、流通秩序全般がどうあるべきかと
いうことを見るためには、行爲に關す
るものもなければ、いろいろ／＼質問に誤
解が生じたり、またわからなくなつた
りするのでありますから、参考資料と
して行爲法に關するものな規定、たと
えば需給調整規則案というやうなもの
がお手もとにできておるといふなら
ば、この際提示していただければ、わ
れわれは流通秩序確立に關する全般的
なため方もできるし、誤解もなくなる
と思ひますから、この資料を至急に提
示していただきたいと思います。
○和田國務大臣 お尋ねの點は、既に
しばしば／＼私にお答えした通りでありま
し、それ以上につけ加える必要はない
のであります。ただいろいろ／＼十六項
目かの條文をお引きになりましたが、
それは結局經濟安定本部に綜合計畫の
策定と行政監督のあれがあると思ひま
すから、それに關連した事項にすべて
限定されておる、かように私は解釋い

たしておるのであります。個々の項目
については、今おあげになりましたの
を私じつと聽いておりましたが、すべ
て總合計畫の策定という點から、たと
えば事業計畫の策定、定款なども行政
監督の點から必要になつてくるので、
そこで今おつしやつたやうな點につい
て、經濟安定本部が關與して監督權を
もつといふことになつておるのであり
ます。さうに御了承願ひます。
○田口委員 最初に聽きました安定本
部長官と總裁というものととの關係を説
明してもらいたい。
○和田國務大臣 その點は私は經濟安
定本部總裁長官といふものが責任者に
なつてちつとも構わぬのじやないかと
思ふのであります。こまかい條文を
今持つておりましたが、官制のこと
ありましたらむしろ法制局長官にでも
詳しくお話ししたいのじやないかと
思ひます。
○田口委員 それでは法制局長官の出
席を求めて、それに對する解釋を願ひ
たいと思ひます。
それから第二點の性格で、これは企
畫官廳で、計畫その他監督に關する事
項だといふふうにおつしやいました
が、私の讀み上げたのはそれ以外の點
と思はれる點だけを全部拾つて讀んだ
のであります。第一條にありますが、計
劃計畫、配給手續などといふものは全
部拾つて、私の見解では、各條ともそ
れ以外の、官制にない點等、一般行政
事務に屬するものだといふことを申し
上げたのであつて、それを逐條的に話
してもらわなければ了承でき得ない。
たとえば役人の服務規律を定めるとい
ふやうなことや、役人その他の人事と
いふやうな問題は、全然企畫官廳のや

るべき問題ではないと私は考へて申し
上げていますのであります。私の申し
上げた點について、逐條的に、
これはこういう意味で企畫になるのだ
といふことを説明していただかなけれ
ば、私は承認できないと思ひます。
○和田國務大臣 私とちつと意見を
異にしておるのであります。個々につ
いてはいずれ事務の方から御説明させ
ることにいたしますが、行政監督とい
う機能があるわけでありますから、た
とえば役人の業務はあなたのおつしや
つた通り、公團の事務の運営について
監督する。その監督については安本
が責任をもつてやるという建前になつ
ており、計畫の策定と行政の監督と、
この二つが今安本の仕事になつてお
りますので、そこから出てくる事柄だ
と私は考へております。いづれ個々の
ものにつきますしては、事務當局の方
から詳しく御説明申し上げます。
○野澤委員 先ほどお話のありまし
た法制局長官は、後日來席を願つて田
口君の質疑を繼續してもらふことに
いたしました。なおこまかいことにつ
いては、事務當局の方からいろいろ／＼御説
明願ふことにいたします。農林大臣に
對する質疑を繼續することにいたしま
す。清澤委員。
○清澤委員 大體米ぬかの問題に對し
ましては、農林大臣の方で十分考へて
いるという御返事がありました。そ
の考へ方にもいろいろ／＼あると思ひま
す。御説の通り精米機の問題、油搾機
の問題、その他いろいろ／＼資材の關係が
ありますので、この問題は資糧等と結
び、將來の農村工業と結んで、非常に
重要性のある問題でありますから、少
くとも早急に、――農林大臣は安定本

部に御相談なさるかどうかしりません
が、何らかの方法をもつて、何箇年計
畫といふやうな計畫をもつて、全面的
にこれが白米供出に移る。一粒の米ぬ
かも搾油に供して、そうして意識的な
計畫のもとに利用するといふ方向に御
計畫をお立てになる意思があるかない
か、それだけお伺ひしておきたいと思
ふのであります。
○平野國務大臣 清澤君のおつしやる
ことは十分一つ考へて、いろいろ／＼計畫
してみたいと思ひます。
○清澤委員 これで終ります。
○野澤委員 平工君。
○平工委員 大臣から今清澤さんの言
葉に對して答辭がありました言葉と關
連するのであります。たとへば米ぬか
のみならず、菜種油等も今のところは
農村協同組合の前に、農民協同組合の
搾油工場を縣知事と相談して持つてお
ります。將來はさうしていただきた
いといふのは、現在さういふ條件が整
つておらぬから、將來可及的に早く實
現したいといふお考へだつたとす
れば、現在その設備をもつてゐる部分
に關しては、現在の油脂に對する資材
の統制の方法の中から、できるだけめ
んどろを見て、民主的な方法でなさし
めるといふことを考へ願ひたいと思
ひます。現に岐阜縣では昨年來やつて
おるのであります。さういふ點につ
いて後日御相談に上るつもりでありま
すから、よろしくお願ひいたします。
○平野國務大臣 現在の食糧問題が米
麥、甘藷、馬鈴薯等を主食とする。こ
の點にほとんど全力が傾倒されている
のであり、またかように追ひこめられ
ているので、蛋白質及び脂肪給源による
食糧問題が、實質的に論ぜられてい

には、私も一應お聴きしたいと考えておるのではありませんが、まずこの油かすに對しまして大臣に、一體飼料か、肥料かあるいは食糧かというその限界點をお聴きしたいと私は考えておるのであります。

○平野國務大臣 これはたとえ油を輸入いたしても、コブラを油糧となし、なおそれを飼料とするようなことについては、最も適當に考えたい。従つて油かすを食糧とするか油糧にするか、肥料にするかという嚴密なつき詰めたことは、そのときの場合によつて考えなければならぬと思うのであつて、たとえば食糧が非常に足りない場合には、家畜の食うものも食糧としてこれを扱う。またかりに人間の食うものであつても、場合によつてはこれは家畜の食う方にまわすということが、適當であらうという場面も起るのではありませんから、その點はひとつ相當弾力性のある考え方、御承認を願つておきたいと思ひます。

○堀川委員 大臣のお話はよくわかるのでありますが、農林省として、飼料あるいは肥料、その他いろいろの面で、食糧管理局あるいは食品管理局で取り合ひをせられておることは、はなはだ遺憾である。この點はつきりせられることが一番眼目ではないかと思ふのであります。御承知のように、今までどうもろこしにしても、こうりやんにしても、むろん飼料として輸入され、飼料として配給されておつたのであります。これが食糧事情のために、むろんこの中味は食糧として飼料部面から取上げたのである。そこで残つたところのかすは無論飼料になるべきはずのものであらうと考えるのであります。

す。何となれば、この公團ができて、その取扱品目にしても、あるいは乳製品であるとか、いろいろなものがあるにまれておりますが、家畜と人間との關係、現在の家畜を維持するという方法も考えなければいけないのではないかと。そこで今度飼料公團が出るのであります。その飼料公團に一體何を取扱わせるか。油糧公團に油かすを取扱すべきものでないかと思ふ。これは飼料公團に取扱つて、大臣の命によつてあるいは飼料になる、あるいは主食になるということなら、それに取扱つていいものではないか。一應その分野をはつきりせられることがいいのではないかと思ひます。

○平野國務大臣 ごもつともな御質問でありまして、私もその點は相當同感に考えております。省內においておたがいに物品を争ひあうというような弊害の多い點は、改めていきたいと思ひます。

それから飼料配給公團で取扱うものとして何をするかということは今ここに明言する用意はありませんが、御指摘のように私は人間が家畜の食う物にまであまり過度に侵入いたします結果は、結論をいたしましては、食糧政策は、結論から見て、むしろ損失であるといふような點も考えられるのであります。

先般コブラのことを申し上げましたが、現在コブラの輸入を認請いたしておる當局としては、これは明らかに家畜の飼料として要するからもらいたいといふのであります。むろん輸入いたしました際には、これは油糧の原料でもあり、家畜の飼料でもあるのであります。これをどう配分するかということ

はお任せを願ひたいのであります。私ももとしましては、將來日本の農業は畜農業を主にしてやつていきたいといふ關係から、家畜の飼料が人間の食糧に食ひ込むといふことはなか／＼できないのであります。で、得る限り家畜の飼料にこれをつとてくることのできるように、相當配慮いたしておるのであります。現在輸入の問題につきましても、畜産局においてはこれが輸入に盡力いたしておりますのは、要するに飼料の原料としてやつておるのであります。かような點において御了承願ひたいと思ひます。

○堀川委員 飼料公團のときに申し上げるべきであります。一例として申し上げます。それは何かと言へば、油かすをこれから削除することについて本年五月までに、小麥からできるところのふすまでありまして、そのふすまが一萬四千トン配給されておるのであります。そのうち飼料としての統制規則から行きますと、飼料統制が配給しなければならぬものと私は考へておるのであります。その一萬四千トンのうちわずかに二百三十トン足らずが飼料統制から配給されておるのであります。そして食糧管理局から、残りの一萬何千トンが同じ飼料として配給されたといふことは、私はどうしてとも考えられないのである。それは原料を自分がつておるから、自分の方でそれを配給いたしておる。これと同じく、この油糧公團において油かすを配給品目としてつておられるといふことは、これと同じ例に落ちるのではないかと考えるのであります。そこで私は、油糧公團として、計畫のな

い油かすを油糧公團の品目に入れるといふことは、はなはだおもしろくないことだと思ひます。これはただ一例であります。大臣としても、省内の局の軌轢を相當御研究になつて、公團法を提出されることが望ましいと思へるのであります。

○平野國務大臣 油かすを肥料から除いて、直ちに飼料にするといふことをここで言明するわけにはまいりません。しかし御指摘のように、油かすのようにならぬ方につておるものについては、その場合、そのときにおいて相當なる考慮を拂つていきたい、こゝういふことは申し上げてよろしいと思ひます。

○堀川委員 そうすると、この油かすは油糧公團から各公團に配給せられる御意思でありますか。

○平野國務大臣 現在はその方針であります。

○堀川委員 私の質問は保留しておきます。

○野澤委員長 小川原君。

○小川原委員 私は二、三農林大臣にお尋ねしたのであります。現農林大臣は非常に農政に抱負をもつておられて、今日農林大臣になられたことを私衷心から非常に愉快に考へておるのであります。そういうふうな期待いたしました私は、この公團法の出たのに驚いたのであります。これは私から見ますと、有害無益の法律だと見ておる。しかし農政を通じておられるあなた方が、この有害無益であると思はれたる法案をお出しにならなければならなかつた事情がありますならば、それが一番根本問題でありますから、大臣の御意見を拜聴させていただきたいと考

えます。率直にお話を承りまして、それに續いて質問することにいたします。

○平野國務大臣 私はこの公團法を有害無益とは思つておらぬのであります。現在この公團法を上程するには、するだけの現段階における經濟上の理由によつて提出しておるのであります。もとよりしば／＼申し上げました通り、この公團法は眞に理想的なものであつて、日本の配給機構として永久不變に存続するものであると考へてい

るのではありません。

○小川原委員 お話をうら言葉で伺いますと、現在の事情でやむを得ぬから出したので、むろん理想ではないが惡法ではない。こゝういふことであるとすれば、なくてもいいという結論に達しておるように見受けるのであります。

ここに至る事情も、私一人としてつらつら想像する部面もないではないのであります。しかしわが國の現状からながめまして、私どもはこの醬油、みそを初めとして、ここに書かれた品目は主食糧ではない、調味料なんだ、こゝういふ一面の見方もつともであると思ひます。しかしながら食事情の悪くなりまして今日からながめてみると、これは主食糧の一部分だと見ることも正當だと考えられるのであります。そこでわれ／＼の最も心配しておることは、日本のみそ、醬油を味つたことのない人は、いかに日本の國民にはみそ、醬油が必要であるかといふことは理解できぬのであります。私が汽車に乗りまして、ある國の人にこゝ／＼をあげました。これは何だと言ふから、こゝ／＼だと言ふと、においをかいで投げ捨ててしまひます。われ／＼はこ

うこうがなければ三度の飯が食えぬに、彼らはこう／＼をあげれば臭いと言つて投げ捨てるのです。これだけの理解の違いがあるのです。そこでこれは多分にその關係から、あるいは何かの御交遊があつたかもしれませんが、それは私の豫測といたしまして、これはわが國にとつては、國民生活の上に重大な影響があるのです。どうして配給をせねばならぬというならばこれもやむを得ないのでありまして、何も公團法によらなくても配給は完全にできると思ひます。それならもう一つさかのぼつて、このみそというものが主食であるのかないのかというならば、私はみそは大きな主食であると思ふ。今日のよな食糧のないときになりますと、米はわずかに、まずわれ／＼にいたしまして二合三勺であります。それではもうとうとう一日のカロリーはとれません。經濟白書にもある通り、約一千百カロリーほどにしかすぎない。それに日本の國には肉がないから、このカロリーは何かとるかというところ、みそとおこうよりほかにとるものはないのであります。われ／＼が醫者に聞いてみまうと、おこうにカロリーは、みそにあるところのカロリーは、日本人にとつては肉食と同然だと言ふ。そのみそ、醬油という大事なものを、まことに粗製品を製造させて、そうして腐るようなものをつくつて——過日ここに何とかおつしやる局長であります、みそは腐らぬと言つて、えらい理窟を言つておられました。私から見たら、あれはみそじやないのです。みそのにおいをしたものを配給しておるのです。私は歐洲大戰のときにみそに

つきまして、少し意見にわたつてすみませんが、どうぞお許しを願ひます。馬鈴薯のみそをつくることをやりまして、講習會を開いて大いに指導をいたしましたけれども、これはみそじやないのです。みそのまねごとをしたのであります。これをもつてしては、日本の國民のカロリーというものは、ほんとうのわれ／＼の唱導するみそとはまったく違ふのであります。こゝろからいいたしまして、みそがうまい、醬油がおいしくてカロリーをとれるようになりましてならば、今日はそれで煮詰めますれば、食べるものは一合の御飯に野菜を食べて、主食糧にかえることができるのです。こゝろからいいたしまして、米が少し要ると言つておじをとおつてしまひ、豆が要ると言つて豆をとおつてしまひ、うして芋のつぶしがらの腐つたもの塩、しかもにがりのはいつたものをまぜ合はせて、これを煮詰めて、これで營養價值があると言つたつて、營養價值はないのであります。こゝろからいいたしまして、かぬのであります。この公團を見ますと、よいものを配給したいけれども、よいものが配給できぬから悪いものを配給するのだ。こゝろからいいたしまして、そこでこの加工場というものを非常に私は疑念に思つておるのであります。これは疑念から申し上げます。——これはあとから申し上げます。悪くなるにがりを煮詰めて、そうして腐敗せんとしたようなものの中にまぜて入れてしまふ。そうしてこれを配給してやる。こゝろからいいたしまして、これはなるほど、おつくりになるときに理想的な公團を設けようとして、その結果はまことに損失を招くところの悪法になつてしまふのである

から、それを私はおそれるゆゑに、このことをお尋ねいたしたのであります。このみそ、醬油につきまして、一體大臣はどういうお考えをもつていらつしやるか。まずもつてそれをお聴きしたい。かゝるに考へておられます。

○平野國務大臣 みそが特に日本人の食糧といたしましては、蛋白質源として非常に必要なものであるということ、深く考へておるのであります。この點におきましては御指摘の通り同感でございます。なぜそれではみそをこゝろからいいたしまして、みそをこゝろからいいたしまして、何ぶんにも數量が非常に足りないものであつて、しかもこれをきわめて公平に配給いたしますには、從來の配給機構より公團方式による方が公平に配給できる、こゝろから考へるものと公團方式をとりましたので、この點重ねて御承願いたします。

○小川原委員 多分さうであらうと思ひますが、私どももさうに考へておりましたが、私もさうに考へます。何もこの公團法を設けなくても、私は率直に申し上げますならば、この公團法というものは、第一に非民主的であります。民主的ではありません。これは官僚的であります。いさうに事務を複雑にします。官僚がよりやく年をとられて恩給がつくやうになると、これは逃避所になつて、一年で終るか、二年で終るか知りませんが、なか／＼一年だ／＼と言つてくれけれども、一年が次々の一年になりまして、何年も繼續するのでありますから、これは逃避所であります。さういふ事務の煩瑣をする必要は何もありません。もしこれが今農林大臣のおつしやられた通りに、ないのであるから、乏しいのであるから、それで平均に公

平な分配をしたいから、これを設けようとおつしやるならば、私はなぜ役場を選ばなんだかと思ふ。町村役場でありまして、これが一番よい。町村役場でありまして、市町村長は今日には民意を容れたところの選挙によつて選ばれております。そのほかに監督役がなくても、二十人とか三十人とかいふ町村會議員がついておまして、毎日監督をしております。區長がおります。そのほかいろいろの人たちがおります。これを非常に監視しております。また役場におけるところの吏員は、自分が隣近所の人に悪く言われることはないやであるから、公平な立場において、仕事を第一に、自分の首を切られることはいやだし、まず親の恥、兄弟の恥だといふところから、非常に公平な取扱ひができる。また町村民も非常に仲よくしてゐるのでありますから、これはこゝろからいいたしまして、あゝいふ點であるとお互いがたいへん民主的に、ものを言ひやすくして、配給公團を設けなくても、配給公團と一緒に法において、最も敏速に、最も民主的にこれが分配されるというところを思ひます。役場でも、もし隣村のみそはたいへん／＼かつたがうの村のみそが懸かつたといふならば、これはわれわれの面目に關するとして、大いにそのことについて努力をいたすのであります。日本には昔からこゝろからいいたしまして、方法があるのかかわらず、なぜ公團を設けたか。もし役場にやらしめるならば、役場に三人分か四人分の金をこしらえてやりさえすれば、役場の人は喜んで私の今言つた通りにして、それが民衆からは、非常に民主化された方法であるとして喜ばれるのであります

が、それをわざ／＼公團を設けられるというゆゑに、私にはわからぬのであります。この點はいかがなものでありましようか。

○平野國務大臣 集荷配給の機構として、市町村を通じて重要物資の配給集荷を行ふという考え方は、一つの大きな考え方であると思ひます。このことについては私もさういふ考え方があつて、思ふのであります。しかし現在みそ醬油その他のものの配給機構を、さう現在の市町村機構に委ねるということについては、いろ／＼考へなければならぬ點もあり、またすぐ行ひ得ない諸般の問題がありますので、現在の状況といたしましては、この公團方式によることの方が妥當であると私は考へておりましたが、將來御指摘のやうに、市町村を通じて指定重要物資の配給集荷をやらせるといふ一つの構想については、私といたしましては將來相當考へべきことであると思ひます。

○小川原委員 御説のところもございします。大きな大宗の取扱ひは、町村長みづからやるというところはなか／＼困難なことであらうと思ひます。さういふ點は地方長官といふものがおるのではありませんし、その上には、日本全國を抑えていくという上においては農林省といふものもありますので、それはいくらでも適切にできるものであります。食糧管區ができました前に、役場において事務をとらせましたときは、非常に敏速であつて、その評判が非常によかつたのであります。今から考へてみまうと、悪いところを改良いたしまして——それは初めてのことでありまして、から、悪い點もあつたのであります

う。けれどもそれは今日時日が経ておるのでありますから、これを改良いたしますならば、非常によろしく改良していけると、私はかように考えます。その點は議論にわたりますから、その程度にいたしておきますが、これは一應お考えを願わなければならぬと思ひます。それならば、何がゆゑに私は公園を嫌うかと申しますと、まことに杜撰であります。この間うちから質問應答を聞いておりますと、まことに杜撰であります。こういう人には、どうも今日の思想とでも申しましようか、緻密というものと大胆ということを取り間違えておられる。大ざっぱにやるのが大胆というふうに言えるかもしれませんが、何だか私も頼る氣がないのであります。どういふ點が頼る氣がないかと申しますと、お示しになりましたところの表を見まして、七十七億という代價のものを取扱いしなればならぬのに、損失などというものは一つも見えておられない。お尋ねすると損失はないのだ。これじやどうも私は困つたものだと思ひます。お年が若いから無理かもしれませんが、私もほん少くとも一つの事業をやるときには、なんぼの損失をするということを最初に考へるのであります。われ／＼もまことに貧弱な事業ではありましたが、つぶしてはこしらえてみる、こしらえてはまたつぶす。たび／＼経験をいたしました。一つの事業をやるときには、まず損失するものと見なければならぬ。そしてその損失がなんぼというのを考へなければならぬ。少くともこのみそ、醬油を取扱う上におきまして、さつきも言われた通り、品物が不足なときには相當浪費が多くなるのであり

ます。品物の多いときには浪費はないのであります。それはなぜかと申すと、競争してつくらなければならぬから、品物をよくして賣ろうとするのである。品物が足らぬときには、あつちでぶつかつて壊れたといつてもつていく。そつちでぶつかつて壊れて砂がはいつたといつてもつていく。一々馬車を叱るわけにはいきません。だからおけを壊して土がついたら新聞紙に包んでもつていくと、こういうことになる。だからものが足らなくなるということはおあたりまえだ。それに損失を見積つておかぬといふことは非常に杜撰である。私をしてやらしめるならば、まずこれに對して二分五厘の損失を見積ります。二分五厘の損失を全部にかけてみますと、一億九千萬圓餘になります。それだけの損失がかりになりたします。ないといひたしまして、三千萬圓や四千萬圓の損失があるといふことは事實であります。そこで加工場を設けておいて、この加工場はどんなことをなさるのか知らぬが、さつきも申しましたように、にがりを入れてからぐる／＼とまぜて、これがみそだといふ。この加工場が非常なぐせものであります。こういうことでは、私も大層な國費をお任せするといふことには非常に困ると思ひます。この間も資材のことをお尋ねすると、木材の方のことをおつしやつてくださいました。まことに結構である。竹はどうであります。竹のことはわからない。なわはどうですか、それもわからぬ。これではどうも國の仕事で、下の方で言うところの、おやじはあまりわからないのだから、大したことはないぞといふ思想と同じ思想だと思ひ

ます。こういうことが私の見ました公園についての、なほだもしろくない點である。こういうのであります。さすがは大藏大臣でありますから、この案を出したときにはどのくらいな損失をするかといふことをお認めになつて、これをお約束になつたと思ひますが、そういう點を私はお聴かせ願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 損害という部分だけを御指摘になつて、非常に公園について反對をされておりますが、これは手数料その他を相當とすることによつて、これらの歩減りであるとか、あるいは輸送上におけるところの減量というやうな點は、十分見えてゐるのでありますから、今御議論になつた點だけでは、これが損害だといふことは承認するわけにはまいりません。また御指摘のやうに、みそや醬油を製造して、製造から一貫して販賣までやるという點でありますれば、御指摘のやうな業務的な相當な手段も必要であります。これは製品をただ配給するといふ配給機構だけではありません。大體において、私はこの方式によつて相當公平にやれると思ひます。あなたのおつしやるやうにいろ／＼考へますならば、どんな機構をもつて配給いたしまして、もの、もの少いときには弊害があるものであります。たとえばこれを營利的な商人に任せますならば、その弊害たるや論するまでもありません。また半官半民の統制會社にやらせまして、相當弊害があるので、順次公共性をもたしてやる。ところが町村にやらせるといふ場合においても、公共的な意味において配給をやるのであります。町村と公園は大體性質が違ひますけれど

も、ものを公平にやろうという思想から申しますならば、あなたの御意見も公園に對して接近しておるのでありますから、大體この點についてはひとつ御承認願ひたいと思ひます。

○小川原委員 大臣のお話はごもつともありますが、私の申し上げることは、その取扱ひ方において、後場にやらしめるということも同じことである。そのおつしやることは私もわかつております。それはそうなければならぬ。しかし手数料をとるとか何と申すか、こゝで、損失をなくするといふことはいかぬと思ひます。いやしくも公園といふものは、ただいまおつしやる通り公共性を帯びてゐる。公共性を帯びたものが、目減りとか何と申すか、國に負擔を負わしむるということそれ自體がいけない。もつとも少數な損失の負擔を負わしむるならばよろしいが、そうではない、さつき私が申しました通り、大ざっぱなやり方をして、それに對して損失を負擔せしめるといふこと自體が、それは公園を設けるからである。こう私は考へる。その點はあなたと私の論點は同じでありますけれども、その幅において、あなたのお考へになつておると、私の考へておると幅が違ふのであります。この大きな幅を損失として私は申し上げるのであります。これは公園がなかつたならばその大きな損失を負ふものではなない、こう考へるのであります。これも意見でありますから、そこまで申し上げれば、それで大體常識としてわかることではありますから、その問題はそれだけにいたしておきます。

そこで結論を申し上げるならば、大體において、こまかい問題はたくさんございまして、これで一應質問は終つたのであります。私の結論といたしては、どうも承服できない。この公園法というものは、どう考へても私が納得するだけのりつぱな法案でないといふ結論におちついたのであります。が、このことはまた議論となりますからこれは將來の問題といたしまして、大體は農政にまことに御熱心なあなたとしては、この法案を出したになつたことが實にふしぎに思はれてならないのであります。この點についてはまだ私に納得できないことがありますが、何かこれに對してひとつ納得いくやうな御説明はないものでしょうか。

○平野國務大臣 私の考へておる農政の方向と公園とは、大分食い違つておるのではないかと申しますが、私は農政を行ひます上において、一貫した農政の理想は失われないつもりであります。しかし當面いたしておる現在の物事を處理するといふ面については、またその場／＼の方法もとらなければならぬのであります。あらゆる問題についてそういうことが考へられるのであります。もとより公園に關しては、御指摘のやうに現段階において間違つたものとは思ひません。現段階においては當然必要なものとして要請いたしておるのであります。私の農政の方向と、この出しておる法案について、多少食い違ひの點があるといふことについておとがめの方でありますが、これは一貫する方向は方向であります。が、當面する問題として、また今後ただちに處理しなければならぬ問題については、十分御了解を得たいと思ひるのであります。

○成瀬委員 さいぜん經濟安定本部長官に對する質問のときにおきまして、御養業者の砂糖、カン詰、乳製品のことについては、政府委員から御答辯を願うことになつていたのであります

が、それについてこの際御答辯を求めらるものであります。それに附け加へまして、この際農林大臣が出席されておりますので、さいぜん民主的機構としましての委員の内容を質問したのであります

が、まことに苦しい説明でありまして、そういう考え方はこれは立案の當時において考へたけれども、しかしながらその機構の中に個人として採用するといふような苦しい答辯でありました。私は時間の關係でその質問を繰返してやりませんけれども、今日われ／＼に對しましてこういふ資料を配付される以上は、定めし農林大臣といたしましては、一應の御相談もあつたことと思つております。従つて答辯し得る範圍内におきまして、これに基くところの説明におきましては、何らそういうものを取入れるところの餘地がない。食料品配給公團のうちの重役として、それ／＼の機關の人たちを入れるといふことを私も想像いたしておりますが、そういう中に入れたらたしてミイラ取りがミイラになるやうなことになるはしないかといふやうなことも考へておりますし、またそれから縣及び市町村におきまして、小賣業者その他をいふ一般消費者の意見がはる餘地がここにはないのであります。こゝういふことを考へて見ますと官僚と御業者、こゝういつた資本家の一つの力によりまして、常に一般消費者が損害を受けるといふやうなことに對しまして、即時それを是正するあ

る機關がここに見出せないと考へるのであります。これに對しまして農林大臣の答辯し得るところの御説明を求めらるものであります。

○平野國務大臣 公團の人事について、いろいろ／＼こゝういふ者を入れては弊害がある、こゝういふ者をつたらどうかといふやうな御意見であります。これはしばしば申し上げますように、今こゝで具體的にどういふ會社の人をどう入れ、またどういふ者を入れないといふことを、はつきり申し上げることはできないのであります。しかし私といたしましては、この人事につきましては、少くとも公團法の趣意に反しないやうな人事を行いたい、また任命いたしましたその人事も、それが消費

者部面において非常なる迷惑をかけた、あるいはこゝういふ人ではないかといふ場合におきましては、ただちにこれを訂正するといふ考へ方をもつておるのであります。従つて第一に御指摘になりました御業者は抜けという御議論に對しまして、それをすぐ抜くといふことを、こゝで御答辯申し上げることもいかにかと思つてあります。この點を御了承願います。

○成瀬委員 今の答辯ではどうも私も解し難いのであります。配給公團のいわゆる重役のうちに取入れられまして、御説のやうなことになるのであるか、私どもは末端の町村における、一般需要家の不平不満といつたやうなことが、ただちに、いろいろ從業員その他の各種の方面の不平や悪い點を是正するやうな機構をいたしまして、民主的な委員會の必要を説いているのであります。こゝういふものは末端の方にはない。中央におきまし

てはある。従つて彈劾的な大衆の代表をいたしまして、これを監督するといふやうな立場におきましての機構が、この際ほしいと思つてあります。これではその餘地がないやうに考へるのであります。どうでしょうか。

○平野國務大臣 今から特にこゝういふやうな機構を設けるといふこともいかに考へますので、大體は規定の方針通りの人事でいきまして、御指摘のやうに、どうしてもこゝういふ監督の機關が必要であるといふ場合には、またひとつ考へてみたいと思つてあります。

○野澤委員 大體質疑の通告は以上をもつて終りました。なお缺席した二三の方がありますので、あと一回繼續してこの質疑をいたしたいと思つてあります。ついでに質問の通告をしてある方で本日缺席された方には、次會においてはなるべく出席を願つて、本委員會に付託された法案に對する質疑を打ち切りたいと思つてありますから、さよう御了承願います。食糧、油糧公團法に對する本日の質疑はこれをもつて打ち切ります。

○野澤委員 次にお諮りいたしますが、昨日懇談會において申合せました、食糧供出對策に關して協議するた

め小委員を選定する件であります。この小委員は委員長においてこれを指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野澤委員長 御異議なきものと認めます。それでは

成瀬喜五郎君 野上 健次君
野澤 勝君 細野三千雄君
小野瀬忠兵衛君 寺本 齋君
八木 一郎君 小川原政信君

重富 卓君 森 幸太郎君
萩原 壽雄君 山口 武秀君
以上の十二名を指名いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後零時二十六分散會